
令和7年 第2回 3月（定例）中 間 市 議 会 会 議 録（第4日）

令和7年3月26日（水曜日）

議事日程（第4号）

令和7年3月26日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第22号議案 令和7年度中間市一般会計予算
- 日程第 2 第23号議案 令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第 3 第24号議案 令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第 4 第25号議案 令和7年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
- 日程第 5 第26号議案 令和7年度中間市介護保険事業特別会計予算
- 日程第 6 第27号議案 令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 第28号議案 令和7年度中間市公共下水道事業会計予算
- 日程第 8 第29号議案 令和7年度中間市水道事業会計予算
（日程第1～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 第30号議案 損害賠償の額を定め、和解することについて
（日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 第31号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）
（日程第10 提案理由説明・質疑・委員会付託）

【 休 憩 】

- 日程第11 第31号議案 令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）
（日程第11 委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 委員会提出議案 中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
第 1 号 条例
（日程第12 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第13 委員会提出議案 中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
第 2 号 条例
（日程第13 提案理由説明・質疑・討論・採決）
- 日程第14 委員会提出議案 中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例
第 3 号
（日程第14 提案理由説明・質疑・討論・採決）

日程第15 意見書案 「軍事国債」の発行中止を求める意見書
第 1 号

(日程第15 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第16 意見書案 高額療養費制度改悪に反対する意見書
第 2 号

(日程第16 提案理由説明・質疑・討論・採決)

日程第17 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (16名)

1 番 小林 信一君	2 番 堀田 克也君
3 番 田口 善大君	4 番 蛙田 忠行君
5 番 柴田 芳信君	6 番 田口 澄雄君
7 番 山本 慎悟君	8 番 安田 明美君
9 番 掛田るみ子君	10 番 中尾 淳子君
11 番 阿部伊知雄君	12 番 大和 永治君
13 番 柴田 広辞君	14 番 下川 俊秀君
15 番 井上 太一君	16 番 中野 勝寛君

欠席議員 (0名)

欠 員 (0名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	福田 浩君	副市長	田代 謙介君
教育長	蔵元 洋一君	総務部長	後藤 謙治君
総務部参事	持田 将一君	未来創造部長	井上 篤君
市民部長	北原 鉄也君	保健福祉部長	冷牟田 均君
福祉事務所長	岩切 伸一君	教育部長	清水 秀一君
建設産業部長	白石 和也君		
環境上下水道部長			亀井 誠君
消防長	高野 智宏君	総務課長	久野 朋博君
企画課長	佐野 耕二君	介護保険課長	向 貴幸君

健康増進課長 …… 八汐 雄樹君
 人権男女共同参画課長…………… 石井 浩司君
 教育総務課長 …… 山口 研治君 下水道課長 …… 松永 嘉伸君
 上水道課長 …… 伊藤 英彦君 消防本部次長 …… 上本 聡君
 消防総務課長 …… 波多野暢俊君

事務局出席職員職氏名

事務局長 志垣 憲一君 書 記 熊谷 浩二君
 書 記 山本 和美君 書 記 黒川美寿穂君

議案の委員会付託表

令和7年3月26日
第2回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第31号議案	令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）	別表5

別表 5

令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 6

別表 6

歳入

款別	款名・項別	付託委員会
15	県支出金	市民厚生

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項	総合政策
3	民生費	全 項	市民厚生

午前 10 時 00 分開議

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。会議に入ります前に、福田市長から報告したい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。福田市長。

○市長（福田 浩君）

令和 6 年度の特別交付税が 3 月 21 日に決定されましたので、ご報告申し上げます。

国の特別交付税総額につきましては、災害に係る被災団体の財政需要及び大雪に係る除排雪経費が大幅な増額となったことなどにより、前年度比 11.3% の増額となっております。

本市における特別交付税の額は 8 億 2,080 万円で、昨年度と比較いたしますと 1,350 万円、率にして 1.7% の増額となっております。

本年度予算額を 6,260 万円上回る特別交付税の額となったことは、人口減少及び少子高齢化対策、学校再編や老朽化した公共施設の維持保全等に係る財源確保といった諸課題に取り組む本市といたしましては、非常に心強いものとなりました。これも、議会の皆様のご協力とご支援の賜物と感謝いたしております。

今後も引き続き効率的な財政運営を推進していくことを申し上げまして、特別交付税のご報告とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいまの出席議員は 16 名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 第 22 号議案

日程第 2. 第 23 号議案

日程第 3. 第 24 号議案

日程第 4. 第 25 号議案

日程第 5. 第 26 号議案

日程第 6. 第 27 号議案

日程第 7. 第 28 号議案

日程第 8. 第 29 号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、第 22 号議案から日程第 8、第 29 号議案までの令和 7 年度各会計予算 8 件を一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分及び第25号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案、令和7年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、普通交付税におきましては、国の地方財政計画において、令和6年度と比較して1.6%増となっていること、また、人件費や物件費、社会保障費の増加に伴う基準財政需要額の増加が見込まれることから、令和6年度の当初交付決定額から2.1%増の47億4,714万1,000円が計上されています。

なお、普通交付税の補完財源である臨時財政対策債につきましては、地方財政計画において、平成13年度の制度創設以来、初めて発行額がゼロとなっていることから、令和6年度から2,613万5,000円の皆減となっています。また、特別交付税につきましては、地方財政計画の伸び率と近年の交付決定額を踏まえ、令和6年度とほぼ同水準の7億5,955万7,000円が計上されています。

地方消費税交付金につきましては、地方財政計画の伸び率と令和6年度の決算見込額を勘案し、9億3,962万2,000円が計上されています。

寄附金につきましては、個人版ふるさと納税におきまして、令和6年度決算見込額に基づき、令和6年度から1億5,000万円減額の3億円が計上されています。

次に、歳出の主なものとして、まず、性質別経費におきまして、義務的経費の人件費につきましては、職員数の増加や給与改定に伴い、令和6年度と比較して6.1%増の34億660万9,000円が計上されています。

次に、目的別経費におきまして、総務費では、令和6年度に引き続き、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る総合行政システム環境及びネットワーク環境の新規構築事業に5,936万7,000円が、また、令和6年度から実施されています旧中央公民館建物解体事業に7,954万3,000円がそれぞれ計上されています。

教育費におきましては、GIGAスクール構想に基づき、小中学校に導入したタブレット端末の更新費用に1億6,852万円が、また、中学校施設の整備に向けた実施計画の策定委託料に3,458万6,000円が、それぞれ計上されています。学校給食費につきましては、児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、令和7年度における値上げ分を緊急的に補助する経費として2,247万8,000円が計上されています。

以上により、令和7年度一般会計全体の予算の総額は、令和6年度と比較して6億8,150万7,000円増額の歳入歳出それぞれ190億4,516万円となっています。

次に、第25号議案、令和7年度中間市公共用地先行取得特別会計予算について申し上げます。

今回の特別会計予算の歳入にあつては、市債として10万円が、歳出にあつては、公有財産購入費として10万円が計上されており、予算の総額は、歳入歳出それぞれ10万円

となっています。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後にそれぞれ採決いたしました結果、第２２号議案及び第２５号議案はいずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第２２号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第２３号議案、第２４号議案、第２６号議案及び第２７号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第２２号議案、令和７年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、歳入予算の根幹である市税において、前年度予算と比較し６，５２１万８，０００円増額の４２億２，２１３万８，０００円が計上されています。その内訳として、市民税１７億１，０７７万９，０００円、固定資産税１７億１，５０８万３，０００円、軽自動車税１億３，３３７万２，０００円、市たばこ税３億５，６６４万９，０００円、都市計画税３億６２５万５，０００円となっています。

次に、歳出の主なものとして、民生費において、福祉避難所である中間市総合会館本館の空調機改修事業に４，１３８万４，０００円が計上されています。

また、衛生費においては、本年４月から定期接種化される带状疱疹ワクチン予防接種事業に１，９９３万８，０００円が計上されています。

討論において、「減らされたままになっている保護司会等への補助金を令和元年度の水準まで戻すことを求める。また、情報システムの標準化は、自治体にとって大きな負担につながり、情報が海外に流れる危険性もあることから、このことを含む予算については反対する。」との意見が、また、「税の公正な執行が担保されないケアトランポリン事業に係る予算が計上されているのは問題であったが、補正で当該事業に係る予算を削除することなので、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第２３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、国民健康保険税が令和６年度と比較して１，１１７万１，０００円が減額され、６億３，４７０万５，０００円が計上されています。

また、県支出金として３４億１，０５９万８，０００円が、繰入金として４億９，１５０万２，０００円がそれぞれ計上されています。

次に、歳出の主なものとして、保険給付費では、令和６年度と比較して１億４，８８４万４，０００円減額の３３億９，０６１万円が、国民健康保険事業費納付金では１０億４，

０５６万６，０００円が、保健事業費では４，１０６万４，０００円がそれぞれ計上されています。

以上により、予算の総額は、歳入歳出それぞれ４６億１，４３１万６，０００円となっています。

討論において、「国民健康保険については、中間市は県の半分を占める膨大な累積赤字があり、法定外繰入をしない運営に問題があると思う。このような事業運営を即刻改めるよう求めて、今回の予算には反対する。」との意見がありました。

次に、第２４号議案、令和７年度中間市住宅新築資金等特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入として、住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金に１４万７，０００円が、貸付金の元利収入に２９万１，０００円が、雑入に３０万１，０００円がそれぞれ計上されています。

次に、歳出の主なものとして、住宅新築資金等貸付金の回収に要する経費における弁護士相談委託料に１３万２，０００円が、補償、補填及び賠償金に６０万４，０００円がそれぞれ計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ７３万９，０００円となっています。

討論において、「本特別会計は、既にその役割を終え、予算と言える中身にはなっていないことから、特別会計を閉鎖することを求め、この予算については反対する。」との意見が、また、「本特別会計を廃止することを前提に、民間団体に丸投げをしないような行政運営を求めて、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第２６号議案、令和７年度中間市介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

まず、保険事業勘定における歳入の主なものとして、６５歳以上の第１号被保険者介護保険料に９億１，７５２万６，０００円が、保険給付費等の歳出に対する国庫支出金に１２億８，７０７万３，０００円が、支払基金交付金に１２億９，８８５万１，０００円が、県支出金に７億５０５万７，０００円が、一般会計繰入金に７億９，８６５万４，０００円がそれぞれ計上されています。

次に、同勘定の歳出における主なものとして、介護サービス利用に伴う保険給付費に４４億８，４１５万９，０００円が、高齢者の地域での生活を総合的に支援する地域支援事業費に５億７７１万９，０００円がそれぞれ計上されています。

以上により、保険事業勘定の予算総額は歳入歳出それぞれ、５０億９，８９１万７，０００円となっています。

次に、介護サービス事業勘定における歳入の主なものとして、予防給付費収入に３，５５２万５，０００円が計上されています。

次に、同勘定における歳出の主なものとして、会計年度任用職員人件費及び介護予防支

援計画原案作成委託料支払費等に3,552万7,000円が計上されています。

以上により、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,552万7,000円となっており、保険事業勘定を加えた予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億3,444万4,000円となっています。

討論において、「介護保険事業については、繰越金が数億あるが、やみくもにため込むのではなく、適正な行政運営を求め、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

次に、第27号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、後期高齢者医療保険料に7億2,352万円が、一般会計繰入金に2億8,217万9,000円がそれぞれ計上されています。

次に、歳出の主なものとして、福岡県後期高齢者医療広域連合への納付金に9億8,280万5,000円が計上されています。

以上により、予算の総額は歳入歳出それぞれ10億693万2,000円となっています。

討論において、「高齢者になると、医療費がふえるのは当然である。後期高齢者を分けることによって、若年層と老年層が分断された上に国が負担を減らすような制度になっていることから、この予算については反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第22号議案から第24号議案及び第27号議案については賛成多数、第26号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長（田口 善大君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第22号議案のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分並びに第28号議案及び第29号議案の各予算について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第22号議案、令和7年度中間市一般会計予算について申し上げます。

まず、歳入の主なものとして、使用料及び手数料において、公営住宅及び地域優良賃貸住宅等の住宅使用料に1億1,285万8,000円が計上されております。

国庫支出金の土木費国庫補助金においては、社会資本整備総合交付金に5,071万5,000円が、住宅市街地総合整備事業費補助金に1,922万7,000円がそれぞれ計上されております。

次に、歳出の主なものにつきましては、総務費においては、住宅交通政策費として、公共交通の運行維持に係る補助金、中古住宅購入・リフォーム補助金等の負担金、補助及び

交付金に4,937万8,000円が計上されております。

衛生費においては、遠賀・中間地域広域行政事務組合への火葬施設負担金に4,425万4,000円が、じん芥処理に要する広域事務組合へのごみ処理負担金に4億6,372万3,000円がそれぞれ計上されております。

農林水産業費においては、農村環境整備工事として、下大隈地区及び上底井野地区の農業用水路改良事業に3,864万円が計上されております。

商工費においては、緊急商工業振興対策として、プレミアム付き商品券及びプレミアム付きデジタル商品券の発行に係る地域経済活性化対策補助金に6,990万円が、特産品開発等を行う中小企業者に対する経費の一部補助に係る中間市特産品開発等事業補助金に、2,000万円がそれぞれ計上されております。

土木費においては、市営住宅改善事業として市営住宅池田団地の2棟の長寿命化工事に5,597万9,000円が計上されております。

消防費においては、福岡県田川地区消防組合との共同運用による高機能消防指令センター更新に係る負担金に3億8,949万7,000円が、感染対策の強化、女性消防吏員用の施設整備及びLED照明の導入を目的とした消防庁舎改修工事に7,080万2,000円がそれぞれ計上されております。

討論において、「消防費備品購入費について、石油貯蔵施設立地対策等交付金が計上されているが、白島石油備蓄基地は福智山断層の延長上にあり、災害の危険性が問題視されている設備であるため、一刻も早い撤去を求めることから反対する。」との意見がありました。

次に、第28号議案、令和7年度中間市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の主なものといたしましては、下水道使用料が5億680万円、他会計補助金が5億3,179万5,000円、長期前受金戻入が3億9,337万3,000円計上されており、総額14億9,728万6,000円となっております。

収益的支出の主なものといたしましては、流域下水道維持管理負担金が3億6,262万6,000円、減価償却費が7億8,921万8,000円、支払利息及び企業債取扱諸費が1億4,243万1,000円計上されており、総額14億6,889万2,000円となっております。

その結果、令和7年度は消費税を含めまして2,839万4,000円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものといたしましては、建設改良の財源として建設改良企業債が5億6,870万円、国庫補助金が2億9,310万円、一般会計からの繰入金として、他会計出資金が9,397万1,000円計上されており、総額11億3,216万1,000円

となっております。

資本的支出の主なものとしたしましては、建設改良費が9億1,324万7,000円、企業債償還金が5億4,576万9,000円計上されており、総額14億6,101万6,000円となっております。

その結果、3億2,885万5,000円の不足となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

次に、第29号議案、令和7年度中間市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。

収益的収入の主なものとしたしましては、給水収益が9億147万円計上されており、総額11億7,316万円となっております。

収益的支出の主なものとしたしましては、原水及び浄水費が3億1,646万1,000円、固定資産の減価償却費として3億5,041万9,000円が計上されており、総額11億7,128万8,000円となっております。

その結果、令和7年度は、消費税を含めまして187万2,000円の利益が見込まれております。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の主なものとしたしましては、企業債15億9,000万円が計上されており、総額15億9,914万9,000円となっております。

資本的支出の主なものとしたしましては、唐戸浄水場浄水池整備工事等や浄水施設更新工事等に伴う原水及び浄水施設改良費に15億5,253万6,000円、配水管布設替工事に係る工事請負費等の配水施設改良費に5億2,139万3,000円、企業債償還元金に2億7,081万6,000円が計上されており、総額23億5,770万3,000円となっております。

その結果、7億5,855万4,000円の不足となりますが、不足額については、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填される予定となっております。

討論において、「浄水場施設において、現在、施設運転管理委託が行われているが、技術職員の技術力低下が起きないように直営にすべきだと考えるところから反対する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第22号議案及び第29号議案は賛成多数で、第28号議案は全員賛成で、いずれも原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。柴田芳信議員。

○議員（５番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。第２２号議案、令和７年度中間市一般会計予算について反対意見を申し述べます。

情報システムの標準化が多く予算に含まれております。このことは、今後の費用負担と情報の民間による使用の問題が生じ、結果的には職員数の半減と民間の個人情報の利用問題が生じます。このことから反対といたします。

次に、人事評価制度が相変わらず実施をされております。職員同士で競わせ、給料に格差をつけるやり方は反対です。

続いて、中間市の財政運営の問題です。基金のため込みが多すぎます。もっと住民本位の予算執行を求めるものであります。

次に、消防本部所管の消防費備品購入費において、４，００３万９，０００円が計上されています。この中には、石油貯蔵施設立地対策交付金３７３万３，０００円が含まれています。白島石油貯蔵施設については、福智山断層の延長線上にあり、地震大国の日本において、いつ何どき災害が起きるやもしれません。危険極まりない設備については、一刻も早く撤去を求め、救命ボートについては必要なものであり、購入すべきと考えるものであります。以上の理由から反対といたします。

続いて、２９号議案、令和７年度中間市水道事業会計予算について反対意見を申し述べます。

浄水場運転管理委託が今も行われています。唐戸浄水場改良工事も行われています。技術職員の採用と技術力低下が起きないように直営に戻すべきと考え、反対といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。田口澄雄議員。

○議員（６番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。第２３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業予算、第２７号議案、令和７年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について反対意見を申し述べます。また、第２６号議案、令和７年度中間市介護保険事業特別会計予算について意見を付しての賛成といたします。

まず、第２３号議案、令和７年度中間市特別会計国民健康保険事業予算について、反対意見を申し述べます。

中間市の国保の累積赤字は、県下６０市町村の半分を占めています。これは一般会計からの法定外繰入の差であります。国保以外のほかの市民負担を求めるわけにはいかないという議論が繰り返されてまいりましたが、現在国保に加入していないほかの保険の被保

険者も一定年齢に達すれば、ほとんどの方が国保に加入します。そのときに従前の加入者の赤字が押し付けられることになります。単年度主義で、その年の赤字はその年の財政措置で措置すべきと考えます。以上がなされていない実態から、本予算案については反対をいたします。

次に、第２７号議案、令和７年度中間市後期高齢者医療特別会計予算について反対意見を申し述べます。

高齢化と同時に疾病やけがなどの医療費がかさむのは当然の結果であり、これはいたし方のないことです。元来、保険制度はそうした方々を公的負担も含めて全体で賄うためのものです。その点、この後期高齢者医療保険制度は、その年齢層だけを分離させ、全体としての医療費を抑制しようという目的のために作られました。

かつては、７０歳を超えると医療費は無料という制度がつくられ、これが日本中で実施をされていました。医療は通院を抑制するのではなく、積極的に早期治療をする方が、結果としては全体の医療費を抑えることが世界や国内での先進事例で証明をされています。

こうした年齢による差別的な制度は、制度そのものの廃止と従前の老人医療制度に戻すことを求め、本予算案には反対をいたします。

次に、第２６号議案、令和７年度中間市介護保険事業特別会計予算について、これは意見を付しての賛成といたします。

昨年も、わずかながら介護保険料の値上げではなく、一部ではありますが値下げをしたことを評価し賛成といたしましたが、３年間は今の保険料で固定がされます。このことは仕方のないことですが、問題は基金のため込みです。国保が６億６，０００万円ほどの赤字がありますが、こちらは逆に５億８，０００万円のため込みです。そのほかにも単年度黒字の繰越分もあります。こうした基金や剰余金については、これ以上ため増しをすることなく、加入者・被保険者の健康の保持と増進のために思い切って活用してほしいと思います。そうした財政運営を求めて、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第２２号議案から第２９号議案までの令和７年度各会計予算８件を順次採決いたします。

議題のうち、まず、第２２号議案、令和７年度中間市一般会計予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第22号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第23号議案、令和7年度中間市特別会計国民健康保険事業予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第23号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第24号議案、令和7年度中間市住宅新築資金等特別会計予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第24号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第25号議案、令和7年度中間市公共用地先行取得特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第25号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第26号議案、令和7年度中間市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第26号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第27号議案、令和7年度中間市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第27号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第28号議案、令和7年度中間市公共下水道事業会計予算を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、第28号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第29号議案、令和7年度中間市水道事業会計予算を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、第29号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 第30号議案

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第9、第30号議案、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。

田口善大産業消防委員長。

○産業消防委員長(田口 善大君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第30号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の損害賠償の額を定め、和解することについては、本市救急隊員が、本年1月8日午後10時58分頃、救急活動中に独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院の救急搬入口にて救急車内から相手方をストレッチャーにて搬出する際、ストレッチャーと救急車内の隙間に足が挟まり、左足第5指を受傷させたことによるものであります。

本件事故に係る損害賠償に当たっては、損害賠償の額を損害保険会社が認定した17,204円で和解し、損害保険会社から相手方へ直接支払うこととなっております。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、第30号議案、損害賠償の額を定め、和解することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 第31号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第10、第31号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第31号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

福岡県の補助事業である地域における運動習慣定着促進事業として本市で実施しておりますケア・トランポリン事業につきましては、高齢者の健康増進や介護予防に資するものとして、自治会を中心に広く好評をいただいておりますことから、引き続き来年度の実施に向けて、令和7年度一般会計予算に計上したところでございます。

しかしながら、同事業に関しましては、報道されておりますとおり、贈収賄の疑いにより警察の捜査が行われている事態となっております。

報道等によりますと、同事業の実施により、その委託先からケア・トランポリンの製造

販売を独占的に行う事業者に対し機器のリース料が支払われ、当該事業者は、これによる利益を得る構図となっており、この利益に関して贈収賄が行われた疑いがあるとされております。この構図は現在も変わっておらず、ケア・トランポリン事業を実施することにより、贈賄が疑われる事業者の収入につながるおそれが払拭できない状況でございます。

今回の補正予算は、ただ今申し上げました事情の下で、また、委員会でのご審議の中でこれらについてご意見をいただきましたことを受けまして検討を行いました結果、ケア・トランポリン事業を実施し公金を支出することは適当ではないと判断し、令和7年度一般会計予算について同事業に係る予算の減額をご提案するものでございます。

まず、歳出といたしましては、民生費におきまして、地域における運動習慣定着促進事業委託料の840万円全額を減額し、総務費におきまして財源調整のため財政調整基金積立金を100万円増額いたしております。

次に、歳入といたしましては、財源となる県支出金におきまして730万円を減額いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ734万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ190億3,781万2,000円とするものでございます。

高齢者の健康増進や介護予防を目的とした事業につきましては、ケア・トランポリンと同様の効果が得られる事業や、体と脳に効果的な健康づくり教室などの新たな取組についても模索し、一層の拡充に向けて取り組んでまいります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第31号議案は、中間市議会会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に、各常任委員会に付託された議案の審査をお願いいたします。

再開は、追って連絡いたします。

午前10時43分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第 1 1. 第 3 1 号議案

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1 1、第 3 1 号議案、令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、堀田克也総合政策委員長。

○総合政策委員長（堀田 克也君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 3 1 号議案、令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、民生費において、地域における運動習慣定着促進事業に関するケア・トランポリン事業に係る経費が減額されることに伴い、財源調整のため、財政調整基金積立金が 1 0 7 万 8, 0 0 0 円増額されるものとなっています。

討論において、「ケアトランポリン事業は、市内で約 2 8 0 名程度の市民の方が励んでいる事業であるため、市民への影響を懸念するが、委員会の意見を受け、市が判断したことを尊重し、意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第 3 1 号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

次に、中尾淳子市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（中尾 淳子君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 3 1 号議案、令和 7 年度中間市一般会計補正予算（第 1 号）のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、県の補助事業であります地域における運動習慣定着促進事業のケア・トランポリンについて、事業の実施が見直されることに伴い、まず、歳入として、県支出金の地域における運動習慣定着促進事業費補助金が 7 3 4 万 8, 0 0 0 円減額され、また、歳出として、民生費における老人福祉に要する経費が 8 4 2 万 6, 0 0 0 円減額されるものです。

討論において、「本会議まで事業執行にかかる調整ができたのではないかと考える。今後においては、十分な検討を要望し、今回の補正予算には意見を付して賛成とする。」との意見が、また、「利用者の意向を聞いて、事業再開の水準や今後の市としての判断を要望し、今回の補正予算には意見を付して賛成する。」との意見がありました。

以上が、当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に採決いたしました結果、第31号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。掛田議員。

○議員（9番 掛田るみ子君）

令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）に対し、意見を付しての賛成の討論をさせていただきます。

そもそもこのケアトランポリン事業は、中間市が先行して行っていた事業であり、市民からは再開の声を私どもに多く届けられています。

今回こういった形で予算を落とすことによって、落胆される方が多くおられるのではないかというふうに危惧しております。

もともと中間市が先行していた事業でありますので、どうしたらまた市民に再開できるのかを検討していただきますことを要望し、意見を付しての賛成とさせていただきます。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第31号議案、令和7年度中間市一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、第31号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12. 委員会提出議案第1号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第12、委員会提出議案第1号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第1号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、刑法等の改正により、本条例の改正が必要になりましたことから、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、まず、刑法等の改正において、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されましたことから、本条例で科している刑罰につきまして、法と同様に懲役を拘禁刑に改めるものでございます。

次に、条例の改正前の行為に対する罰則の適用等につきまして、所要の経過措置を設けております。

なお、改正条例の施行日は、法改正の施行の日といたしております。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第1号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 13. 委員会提出議案第 2 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 13、委員会提出議案第 2 号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第 2 号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、番号利用法等の改正により、本条例の改正が必要になりましたことから、中間市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、議会運営委員会において、議案の提出を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、番号利用法等の改正において、同法第 2 条に新たに第 8 項が新設され、同項以下の項番号が順次繰り下げられましたことから、引用する条の項番号を改めるものでございます。

なお、改正条例の施行日は、令和 7 年 4 月 1 日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第 2 号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第 2 号、中間市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 委員会提出議案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第14、委員会提出議案第3号、中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第3号、中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市議会ハラスメント根絶条例につきましては、令和3年9月27日に九州初のハラスメントに係る条例として制定されました。

本条例においては、制定から3年以内に条例の見直しを行うと定めており、今回の条例改正に当たり、市議会議員の全員で構成するハラスメント根絶検討会議が設置され、条例の見直しの検討がなされました。

今回の条例改正は、この条例の見直しの検討を受け、より実効性のある内容に改正するため、中間市議会会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会におきまして、議案の提出を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、条例の定義規定において、ハラスメントの範囲を明確かつ具体的に規定することとし、新たな取組等として、議員のハラスメント条例を遵守する意思を示すための宣誓書の提出やハラスメントの防止及び根絶を図る組織として、議員で構成するハラスメント防止根絶会議を設置することとしております。

さらに、議員に係るハラスメントの申出に対応するための相談窓口や中立的で公正な解決を図るための有識者等で構成する第三者調査委員会を設置し、万一、ハラスメントが起きたときの被害者のサポート体制や、ハラスメントの事実確認等を行う組織づくりを行っております。

また、条例の改正前のハラスメントに関する事案の申出が改正後に行われた場合や改正前の苦情の申出の対応が改正後も継続する場合につきまして、ともに改正後の条例の規定により取扱う旨の経過措置を設けております。

なお、改正条例の施行日は、令和7年4月1日といたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第3号、中間市議会ハラスメント根絶条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 意見書案第1号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第15、意見書案第1号、「軍事国債」の発行中止を求める意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄議員。

○議員(6番 田口 澄雄君)

日本共産党の田口澄雄です。意見書案第1号、「軍事国債」の発行中止を求める意見書案について提案理由を申し述べます。

まず、かつこ書きでの軍事国債ですが、正確には建設国債の軍事転用であります。この建設国債も戦後1966年度に始まったものです。財政法では、国債の不発行が原則とされていますが、これは戦時国債の発行の乱発が財政や経済に危機的状況をもたらし、我が国の戦争への突入を引き起こした原因としての反省からのものであります。

建設国債は耐用年数が40年以上ある施設などを対象に60年間の償還ルールに基づいて発行されるものですが、これまでは軍事関係施設等は建設的ではないとの理由で、これを適用してきませんでした。

しかし、バイデン大統領と岸田首相の会談から我が国の軍事費が大幅に増額したため、新たな適用が始まったものです。もちろん閣議にも国会にも諮られていません。

今回は、これに、トランプ大統領と石破首相の会談によって、さらに軍備拡大が進められようとしており、国債発行についても一気に増加の恐れがあります。これでは戦前から

の反省が何も生かされないことになります。

このような軍備の拡大は、国と国との緊張をさらに高め、それこそ戦前の反省を台無しにする危険性があります。一刻も早い発行の中止を求めます。議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第1号、「軍事国債」の発行中止を求める意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第16．意見書案第2号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第16、意見書案第2号、高額療養費制度改悪に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。柴田芳信議員。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。意見書案第2号、高額療養費制度改悪に反対する意見書案の趣旨説明を行います。

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療

機関の窓口において、医療費の自己負担を支払った後に、月ごとの自己負担上限額を超える部分について、事後的に保険者から償還払いされる制度であり、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、かつ高額な療養費を支払う患者とその家族にとっては、治療を受ける上で、まさに命綱と言われる大切な制度であります。

この制度に関しては、政府が昨年末、自己負担限度額を今年の夏から２０２７年夏までに３段階で引き上げる見直し案をまとめました。

しかし、患者団体や野党の反発を受け、政府は２度にわたり引上げを緩和するなど修正案を提示、それでも批判が収まらず、石破首相は３月７日、今年の夏引上げを見送り、制度の見直しについて、今年の秋までに再検討すると表明したところであります。

今回意見書を提出するに当たり、表題を高額療養費制度改悪としたものでありましたが、改定という文言の方が良いのではというご意見を拝聴したところです。国会審議や患者団体との懇談が進む中で、凍結など様々な表現も出てきました。完全凍結であるならば、意見書取下げも考えなければと思った次第です。

しかし、石破首相は今年の秋までに再検討すると表明されております。患者やご家族に寄り添った検討を強く要望をするところであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出いたします。

議員の皆さんの賛同をお願いいたしまして、趣旨説明を終わります。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第２号については、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、意見書案第２号、高額療養費制度改悪に反対する意見書を採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本意見書案を原案のとおり決することについて賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第17. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第17、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、中間市議会会議規則第85条の規定により、議長において、田口澄雄議員及び柴田広辞議員を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第2回中間市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 田 口 澄 雄

議 員 柴 田 広 辞